

【令和7年度 第1回 さいたま市環境審議会】

日 時	令和 7 年 6 月 3 日（火） 14 時 00 分～16 時 00 分
場 所	さいたま市役所別館 2 階 第 5 委員会室
出席者	【委 員】 増田 幸宏 会長 小口 千明 副会長 飯野 耕司 委員 五十嵐 光一郎 委員 市川 千恵 委員 磐田 朋子 委員 金子 貴代 委員 鎌田 正男 委員 篠島 恵子 委員 新地 敏史 委員 鈴木 詩衣菜 委員 砂川 智 委員 関根 創太 委員 塚原 伸治 委員 西澤 初男 委員 前田 博之 委員 宮原 正行 委員 渡部 郷 委員 【事務局】 環境局 大塚局長 環境局環境共生部 若林部長 環境局環境共生部環境総務課 金子課長、斉藤係長、鈴木主査、會田主事 【庁内課】 環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課 中園課長、林係長、 斉藤主査、新井主任、渡辺主事 環境局環境共生部環境対策課 馬上課長、田中課長補佐、 柿本主査、並木主任 環境局資源循環推進部資源循環政策課 秋本課長、相良課長補佐 環境局施設部環境施設管理課 相原課長、菅野課長補佐
欠 席	【委 員】 鎌田 正男 委員 篠島 恵子 委員 新地 敏史 委員 鈴木 詩衣菜 委員 宮原 正行 委員

1. 開会

事務局

令和 7 年度第 1 回さいたま市環境審議会を開催いたします。私は、本日の進行を務めさせていただきます、環境総務課長の金子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 挨拶

事務局

初めに、会議開会に当たりまして、環境局長の大塚よりごあいさつをさせていただきます。

事務局

皆さん、こんにちは。ただ今ご紹介いただきました、さいたま市環境局長の大塚でございます。環境審議会に開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。委員の皆さまには、大変ご多忙の中、また本日、足元が悪い中にもかかわらず審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、本日が現在の委員の皆さまの任期最後の審議会となります。あらためまして、2 年の間、皆さまに多大なご協力をいただきましたことに厚く感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、最近の本市の取組を紹介させていただきますと、本年 4 月から見沼環境センターの供用が始まりました。高効率なごみ発電施設やマテリアルリサイクル推進施設の他、市民の学びの場となる環境啓発棟などを備えたごみ焼却施設として運営をしております。

また、さいたま市ゼロカーボン・生物多様性基金条例を施行いたしまして、ゼロカーボンシティの実現と、生物多様性の保全を安定的かつ効果的に進めるため、市民、事業者および団体の皆さまからお受けする寄付と市の積立金の受け皿を設置させていただきました。

さらに、太陽光発電設備等共同購入事業を開始しております。この事業は、多くの市民の方に参加いただくことで、共同購入によるスケールメリットを生かし、太陽光パネルや蓄電池の設備導入費用が低減される取組であり、現在約 1,000 世帯の参加登録をいただいております。

このような政策を力強く推進するため、本市の環境基本計画は大変重要なものであると考えております。委員の皆さまには、これまでの経験やご知見に基づきまして、幅広い視点からのご審議をいただきたいと存じます。ぜひ皆さまの活発なご議論をお願い申し上げ、簡単ではございますが私からのあいさつとさせていただきます。最後までどうぞよろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、さいたま市の本日の出席者について報告をさせていただきます。環境共生部

長の若林でございます。

事務局

若林でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

ゼロカーボン推進戦略課長の中園でございます。

庁内課

中園と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

環境対策課長の馬上でございます。

庁内課

馬上でございます。よろしくお願いいたします。

事務局

資源循環政策課長の秋元でございます。

庁内課

秋元です。よろしくお願いいたします。

事務局

環境施設管理課長の相原でございます。

庁内課

相原です。よろしくお願いいたします。

事務局

その他の職員につきましては、お配りしました座席表等をご覧いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料の確認をお願いいたします。まず、本日、机上に配布しております資料になります。まずは『次第』、『委員名簿』、『さいたま市名簿』、『席次表』、『別紙「令和7年度第1回さいたま市環境審議会議事に対するご意見等について」』、A3 カラーの説明資料としまして、左上に1-1、1-2、2-1、3-1と記載のある資料でございます。お手元にはない資料があり

ましたらお申し出くださいますようお願いいたします。

では次に、事前に計画の骨子案を送付しておりますが、お手元のタブレットに格納してございます。

次に、会議の成立について報告をさせていただきます。本審議会は、さいたま市環境審議会規則第3条第2項により、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないと定められておりますが、本日の出席委員は委員定数18名に対しまして13名となっており、定足数を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることをご報告いたします。なお、鎌田様、篠島様、新地様、鈴木様、宮原様は本日ご欠席となっております。なお、磐田様が今遅れて、まだこちらに来ていないところでございます。

ここで、大塚局長におきましては次の公務がございますので、会議途中で中座をさせていただきますことをご了承いただきたいと思います。と存じます。

事務局

中座をさせていただきますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議事

事務局

それでは、議事に移らせていただきたいと思います。と存じます。なお、委員の皆さまがご発言される際につきましては、お手元のマイクのボタンを一度押して、オンにさせていただくようお願いいたします。また、発言が終わりましたら、もう一度押していただいて、オフにさせていただくようお願いいたします。

それでは、ここからの進行は、会則に従いまして会長にお願いしたいと存じます。増田会長、よろしくお願いいたします。

増田会長

それでは次第の3、議事を進めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、まず本審議会は公開としておりますけれども、本日の傍聴希望者について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

本日の審議会には1名の傍聴希望者から申請がございます。

増田会長

ありがとうございました。ただ今のご説明によりますと、本日、1名の傍聴希望者がおられるということでございます。これより傍聴希望者に入室をしていただきますが、よろしい

でしょうか。ありがとうございます。では、傍聴人に入室をしていただきます。

議事に入ります前に、本日も第 2 次さいたま市環境基本計画の中間見直し骨子案についてということでございますけれども、大きく三つ、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、それから水と生きものプラン、それぞれの計画について、まず事務局からご説明をいただきます。その後、質疑応答の時間はおおむね 45 分で進行させていただければと考えております。本日、時間内に出し切れなかったご意見につきましては、後日、書面にて事務局にご提出いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議事、「第 2 次さいたま市環境基本計画の中間見直し骨子案について」ということで議題といたします。事務局よりご説明をよろしくお願いいたします。

事務局

さいたま市環境総務課の會田と申します。私から、第 2 次さいたま市環境基本計画の中間見直し骨子案について説明させていただきます。なお、骨子案につきましては、お手元にあるタブレットに保存しておりまして、左右にスライドしていただきますと別計画の骨子案がご覧いただけます。着座にて失礼いたします。

それでは、お手元の A3 資料の 1 枚目にあります、資料 1-1、第 2 次さいたま市環境基本計画中間見直しのポイントをご覧ください。こちらはタブレットに格納してございます環境基本計画骨子案の変更のポイントをまとめたものでございます。今回の中間見直しで大きな変更点は 2 点ございます。初めに 1 点目は、環境基本計画に掲載する望ましい環境像についてでございます。環境基本計画は、市民の皆さまが手に取りやすい、分かりやすいものにするということは、本審議会でも多数ご指摘をいただいているところでございます。そのため、今回の中間見直しにて望ましい環境像は、国内外の動向や、さいたま市の現状を踏まえ、分かりやすさ、普及性を持つものに見直します。また、ブロックごとのイラストを作成し、組み合わせることで、望ましい環境像の全体像を作成いたします。この方法により、例えばブロックを小さなイラスト、挿絵として、様々な媒体での周知にも活用していくことができると考えております。

では、イラストをご覧ください。イラストの中では、右上の枠にございます、クリーンセンターから学校や公共施設に地下送電をしている様子や、全体を見たときに身近に未来を感じられるよう、各所に緑豊かな公園を配置し、都市と自然が融合した、さいたま市らしさを演出するよう作成しております。

また、こちらのイラストでは空白のブロックがまだいくつかございますが、こちらに右下の吹き出しの要素の追加を検討しております。こういった要素に加え、既存の望ましい環境等で盛り込まれている考え方を踏まえ、作成を進めてまいります。

続いて、資料右側をご覧くださいまして、大きな変更点の 2 つ目、第 2 次さいたま市環境基本計画に包含していた計画の個別計画化についてでございます。前回の審議会でもご説明しましたとおり、第 2 次さいたま市環境基本計画に包含している、さいたま市地球温暖化

対策実行計画、さいたま市水と生きものプランを個別計画といたします。これに伴いまして、第 2 次さいたま市環境基本計画において掲載する内容といたしましては、右下の大きな四角の図にありますように、左から環境像、5 つの基本目標、12 本の施策の柱、ここまです環境基本計画に掲載いたします。現状の環境基本計画では、より詳細なものとして、施策の柱の後に施策の方向性を示しておりますが、こちらはそれぞれの個別計画で管理、推進をしていくこととしております。

次に、基本目標および施策の柱の見直しについてでございます。再度下の図をご覧ください。黄色マーカーおよび赤字箇所が見直し箇所になっております。表の上から触れていきますと、まず基本目標 2 およびそれに係る施策の柱については、国内外の動向等を踏まえ、さらなる循環型社会の推進を図り、また、さいたま市総合振興計画、さいたま市一般廃棄物処理計画と整合させるため見直すものです。

基本目標 3 およびそれに係る施策の柱につきましては、ネイチャーポジティブ等の新しい視点や、国内外の動向等を踏まえ見直すものです。また、施策の柱 4-2 は、さいたま市水と生きものプランに含め整理します。施策の柱 5-2 につきましては、環境教育、環境学習について整理し、様々な主体の協働を推進するため、整理いたします。

また、図の右側の施策の管理、推進の枠につきましては、先ほど説明しましたとおり、詳細の施策の方向性を管理、推進する、それぞれの個別計画を掲載しているものでございます。この中で緑色の第 2 次さいたま市環境基本計画は、基本目標 2、3、それから 5 にかかっています。他の個別計画で網羅していない部分や、環境学習といった多くの計画に関わる部分の施策の方向性について、第 2 次さいたま市環境基本計画にて、一部管理、推進していくものとしております。

それでは、環境基本計画で管理、推進する施策の方向性について、次の資料で説明をさせていただきます。資料裏面をめくっていただきまして、1-2、第 2 次さいたま市環境基本計画で管理する施策についてをご覧ください。

本環境基本計画で管理、推進していく施策の見直し内容をご説明いたします。資料の左上の、基本目標 2 の施策の方向性についてをご覧ください。こちらには現行の基本目標 2 にひも付いている施策の方向性が一覧になっております。右枠のところに削除の「削」や改定の「改」、継続の「継」と記載しておりますが、これは今回の見直しで削る、あるいは改定するといった見直しの方向性を示しているものでございます。見直し後の施策が 9 本から 2 本、一覧になっておりまして、削除の「削」となっている施策につきましては、右側の 1、見直しの内容の 1 つ目になりますが、さいたま市一般廃棄物処理計画で管理、推進するために、削除の「削」とさせていただきます。

全体を通して、現行の施策の方向性が、矢印の下が見直し案になっておりまして、9 本から 2 本になっておりますが、この理由といたしましては、右側の見直しの内容、3 つの内容が理由になっております。見直しの内容の、施策の方向の一覧になっている中で、改定の「改」となっている、産業廃棄物の 3R の推進につきましては、循環型社会経済システムの

確立に貢献するため、サーキュラーエコノミーの観点を追加し整理します。経済の概念でもあるサーキュラーエコノミーについて記載し、組織横断的な取組を推進していきます。

また、新計画の方向性で継続をしている、継続の「継」とさせていただいております、産業廃棄物の適正処理の推進につきましては、さいたま市一般廃棄物処理基本計画の対象外であることから、引き続き第2次さいたま市環境基本計画で管理、推進いたします。

続いて、資料右側の基本目標4、施策の方向性についてをご覧ください。見直しの内容につきましては、新計画の方向性の中で、削除の「削」となっている施策につきまして、さいたま市水と生きものプランで管理、推進することとし、それ以外を引き続き第2次さいたま市環境基本計画で管理、推進いたします。

最後に、資料左下の、基本目標5の施策の方向性についてです。こちらでは、現行4つの施策の方向性がございしますが、そのうち3つを改定いたします。まず、右側の今回実施した市民アンケートの結果をご覧ください。環境に対する取組を妨げるものとして最も多かったものが、きっかけや機会がないでございました。このことから、環境教育、学習を拡充すべく、見直しを実施したものでございます。

まず、現行の施策の方向性にある5-1-1、5-1-2につきましては、環境教育、環境学習について、3つの視点で整理し、さらに深刻化する地球温暖化、甚大化する気象災害等を踏まえ、気候変動への適応を追加しまして、左の見直し案にあります、5-1-1 から 5-1-4 の、4つの施策の方向性といたします。施策の主な対象は、子どもから大人までの幅広い市民を想定しております。

次に、5-2-1の改定ですが、同様に右側アンケート結果をご覧ください。事業者アンケートでは、横読みで読みにくくて恐縮ではございますが、環境に優しい、具体的な行動の事例や新技術など、環境に関する情報の提供が2つ目に多い結果となっております。このことから、5-2-1を環境保全の取組の推進とし、5-2は主な対象として、事業者等を想定し、整備することとしております。

第2次にさいたま市環境基本計画に関する説明は以上となります。ありがとうございました。

庁内課

ゼロカーボン推進戦略課の斉藤と申します。私からは、地球温暖化対策実行計画区域施策編についてご説明させていただきます。タブレットに格納してございます、資料2-2が計画の骨子となっております、変更箇所は黄色マーカーを引いております。お手元の資料2-1に計画の見直しに伴う変更点をまとめてございますので、こちらをもとにご説明させていただきます。それでは着座にて失礼いたします。

まず、資料の左上をご覧ください。令和6年度3月の改定内容としまして、2030年度までに約390万t-CO₂の削減を見込み、2013年度比51パーセントの温室効果ガスの削減を目標とさせていただいたものでございます。また、2050年度、温室効果ガス排出実質ゼロを

目指すものとさせていただいたところであり、最新の実績では 21.7 パーセントの削減となっております。

こうした状況を踏まえまして、新たな脱炭素施策として実施するもののうち、4 つの施策について計画に記載するものとなっております。1 つ目の新たな補助制度に関しましては、従前の補助制度を見直しまして、より政策効果の高い ZEH 住宅や既存住宅の断熱化の支援などの補助を開始しまして、太陽光発電設備に係る補助につきましては、共同購入事業に施策を転換したものでございます。

2 つ目の環境価値活用事業に関しましては、各家庭において創出され、埋もれてしまっている環境価値を市内の法人に売却するスキームを整備することで、環境価値の地産地消を図るものでございます。

3 つ目のエネルギーマネジメント事業に関しましては、ごみ発電施設でつくられた再生可能エネルギーを市内の公共施設で活用することにより、電力の地産地消を図るものでございます。

最後の先進技術の導入に関しましては、今年度中にペロブスカイト太陽電池の実証実験が実施できるよう、準備を進めているところでございます。

続きまして、資料の 2 ページをご覧ください。促進区域につきましては、これまでも審議会において様々なご意見をいただいたところでございますが、令和 7 年度 4 月 1 日から運用を開始しております。このことに伴いまして、このたびの計画見直しにおいて、促進区域の具体的なエリアおよび運用フローについて追記をするものとなっております。

続きまして、資料 2 ページ目をご覧ください。資料 2 ページ目、左上段をご覧ください。公用車への電動車の導入および公共施設における充電設備整備方針につきましては、市内の電動車の普及促進と温室効果ガス削減を図るため作成したものとなっております。この中で公共施設の充電設備整備方針に関しましては、本市では、これまで次世代自動車の普及を目的としまして、充電設備の整備を一部無料で進めてまいりましたが、昨年、公正取引委員会から「利用が見込めるところで、自治体が EV 充電器の無料開放を行うことは民業圧迫する観点から望ましくない」という見解が示されたことと、市内の EV 充電器設置状況が、本市が設置した EV 充電器を除いても国の基準を満たしていることが判明したことから、民事業に移行するよう見直しを行うものとなっております。

庁内課

ゼロカーボン推進戦略課の渡辺と申します。私からは、地球温暖化対策実行計画事務事業編について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

今お開きいただいている資料の右上、上段をご覧ください。事務事業編、いわゆる市役所の温室効果ガスの削減の推移でございますが、直近 2023 年度の温室効果ガス排出量は、事務事業全体で 29 万 4,879 t- CO_2 となっております。基準年度である 2013 年度比で 11.5 パーセント増加となっております。

また、廃棄物起源 CO₂を除いたエネルギー起源 CO₂においては、基準年度比 4.2 パーセント削減と、大変厳しい数字、値であることから、取組を加速度的に進めていくことが急務となっております。

以上を踏まえまして、再エネ電力調達方針を策定し、電気使用に伴う CO₂排出実質ゼロの実現に向けて取り組んでいるところでございまして、こちらの内容を計画に加筆するものでございます。具体的には、電力の調達に係る環境配慮契約として、環境評価項目に基づき、小売電気事業者の環境配慮の状況について評価いたしまして、本市が行う電力調達の契約の参加資格に反映させることを、去年の 12 月から実施しております。

また、電力リバースオークションという手法を用いまして、再エネ電力の調達を昨年度から実施しているところでございます。

これら取組等によりまして、2030 年度の目標である基準年度比 51 パーセント以上の削減に向けて引き続き取り組んでまいりたいと思っております。説明は以上でございます。

庁内課

さいたま市環境対策課の柿本と申します。私のほうからは、A3 の資料 3-1、さいたま市水と生きものプランの骨子案についてと、資料 3-2 の骨子案の 2 つを使って説明させていただきます。着座にて失礼させていただきます。

まず、前回の審議会で申し上げたとおり、水と生きものプランにつきましては、中間見直しという位置付けですけれども、生物多様性に関しては国の生物多様性国家戦略、水循環に関しましては水循環基本計画、それ以前にも国や世界的にもネイチャーポジティブといった大きな概念とかが出てきましたもので、中間見直しとはいえ結構大幅な変更をさせていただいております。

計画の背景につきましては、資料 3 の骨子案のページ 1 から詳しくは書かせていただいているのでご覧いただければと思います。今回新しい概念として、ネイチャーポジティブというのがありまして、これについて市民の方に十分周知したいということで、この 2 ページ目に、ネイチャーポジティブとはという表現を入れさせていただいております。

ページ 6 からは、水と生きものについてということで、前回同様記載はしているのですが、特に生物多様性につきましては、どうして生物多様性を保全しなければいけないのかっというところで、市民の方や事業者の方に今一度理解していただきたく、生物多様性と事業者とか、そういったいろんな主体が関わっている、ということを追記させていただいている形になります。

ページ 14 以降に、国内外の動向について記載して、ページ 21 以降に現況と課題ということで前段部分に記載させていただいております。現況と課題につきましても、前回から追加されたもの、新しくなった部分、特に外来生物などは、さいたま市でも新規のものが入って来たり、水循環に関しましても、先日、八潮市で下水道の陥没事故等がございましたが、水インフラについての問題とか、近年の雨による災害の激甚化についてといったことにつ

いても追記させていただいています。

こういった前段を踏まえまして、ページ 39 以降に将来像や、計画目標というのを記載させていただいております。

A3 の 3-1 の資料では、今回、世界的にも、この計画的にも、2030 年までにネイチャーポジティブを達成するということがございますので、2030 年像として、さいたま市のネイチャーポジティブと健全な水循環の実現ということで、将来像を掲げさせていただいております。

ここは前回も説明させていただいておりますが、2030 年像を達成するために、前回の計画までは生物多様性と水循環を別々に管理しているという形だったのですが、なるべく一体化で管理しようというところで、施策の柱を 3 つに絞っております。

1 つ目が、自然の保護とか保全とかに観点を置いた、健全な生態系と水循環の保全に関するもの。2 つ目が、そういった保護とか保全したものを活用して、社会課題の解決や、人々の行動変容を促進しようといったところの柱。3 つ目が、それを様々なステークホルダーの協働による活動の推進ということで、3 つの柱を掲げさせていただいております。

A3 の裏側になってございますが、まず、この計画について、最初の環境基本計画の説明にもございましたけども、環境基本計画が上位計画としてございまして、そのうちの生物多様性の損失や、水循環の悪化への対応については、この、さいたま水と生きものプランを実行していくということになります。これを踏まえ、先ほど申し上げた 3 つの柱を実行することで、生態系サービスを強化すること、人々が水とか生きものの価値を認識した行動が取れるようになること、また、生物多様性の 4 つの危機がこのような活動によって減っていくこと。これらを目標として、達成することで、2030 年にさいたま市のネイチャーポジティブと健全な水循環を実現したいと考えております。

この裏のページは、本編のページ 40～41 に掲載させていただいております。これらを実現するために、ページ 44 からの第 5 章に、実施すべき施策というのを記載させていただいているところですが、既にご覧になっていただいた方はお分かりかと思いますが、まだ関連部署等も調整が付いてないところが多々ございます。

今後、これらについては、きちんと調整していきたいと考えているところです。

現段階では、資料 3-1 に戻っていただきまして、右上のほうに、これまでの取組と課題というところで、前回、計画を策定してから、例えば自然共生サイトについて、本市が桜環境センターと大宮南部浄化センター、埼玉県庁さんが見沼田圃周辺林を認定いただいて、市内で 3 箇所が新たに認定されたということ。あと、生きもののデータベースについて整理させていただいたこと。あと、最初のほうに局長から申し上げましたが、基金を設立したこと、こういった取組を行ってまいりました。

また、2024 年、特定外来生物のクビアカツヤカミキリの侵入が本市でも確認されましたけども、これ以外にもたくさんある課題を解決していくために、環境局の主な施策としましては、これらを踏まえまして、一つ目に自然共生サイトである 3 箇所を中心とした、生態系

の質の向上を挙げています。今は公的機関が認定の中心になっておりますので、今後は民間の事業者からこういったサイトにどんどん認定を促進していくような取組ができればいいと考えております。

2つ目として、こういった自然共生サイトも、今のところ結構小さなエリアが認定されているわけですが、新しい法律では、地域活動や増進活動に関する協議会を設置できるという条文があるのですが、そういった協議会の設置によって、産学官連携した取組というのをしていきたいと考えています。

3つめの基金については、こういった基金に限らず、クラウドファンディング等を活用して、モニタリング体制等を強化して、生態系保護の質の向上に努める、順応的管理を強化して努めていきたいということ。

4つ目に、先ほどの新たな特定外来生物の侵入・拡散防止と防除、データベースの活用によるデータの見える化については、こういった見える化することによって、どこを保全していくかということをより効果的に取り組んでいきたいと考えております。

あと、人々の行動変容についてですが、現在、当市の環境学習施設である、みぬま見聞館の改修事業が行われております。これで、タブレットとか、そういった導入というのを今、考えているところですが、こういった環境を活用して、質の高い環境学習とか情報発信をしていけたらいいなというふうに考えております。

このような施策を挙げていますが、あと、さいたま市では、今は土地が平坦に見えても、エリアそれぞれ、地形によって様々な生態系が存在しているということで、これら各施策を各エリアの特徴を踏まえて、管理していく必要があると考えております。

ここで、資料3-1の下の方に記載しているように、市を4つのエリアに分けて、それぞれの特徴を踏まえた上での施策をマネジメント管理していくといったことを挙げております。本編の70ページ以降になりますけども、施策としては、まだ調整中と書いてあるところもございますが、具体的にこれから調整して、それぞれの特色に合った施策を立て、エリアマネジメントができるようにしていきたいと考えております。

各エリアにおいては、自然共生サイトのようなシンボルとなるような自然や、管理方法によっては生物多様性と豊かなポテンシャルを秘めた土地というものもあるかと思っておりますので、そういったところを捉えて、それを中心としたマネジメントにしていければと考えております。

以上で、水と生きものプランについて説明を終了させていただきます。

増田会長

どうもありがとうございました。本日の議事、第2次さいたま市環境基本計画の中間見直し骨子案についてということで、ただ今事務局から、環境基本計画と、それから地球温暖化対策実行計画、そして、さいたま水と生きものプラン、それぞれの計画についてご説明をいただきました。

それでは、これからおおむね 45 分程度で質疑応答の時間とさせていただきます。どの部分からでも結構でございますので、ご質問、ご意見のある委員の方はどうぞよろしくお願いいたします。

小口副会長

早速、私のほうから、1 つお伺いしたいと思います。資料の、A3 の 2-1 に、事務事業編の温室効果ガス削減推移とありますけれども、あまりいい数字ではないような気がします。今の時点で、少し増えています。これについて、私たちも記憶がありますけれども、事務事業で頑張りますということだったのですが、増えてしまっています。このままでいくと 2030 年、大丈夫ですかということをお伺いしたいです。

庁内課

小口副会長のご質疑についてお答えいたします。ご指摘のとおりでございます、市役所を 1 つの会社として見ると、事務事業編においてはかなり厳しい状況ということは我々も把握しているところでございます。これらを踏まえまして、市長を本部長とした脱炭素推進本部会議を行っておりまして、今、全館 500 以上あるのですが、電気、ガスの使用量の見える化をしております。さらに全公共施設の太陽光発電設備の設置状況も全て見える化して、ホームページに公表しているところでございます。

さらに、資料 2-1 の 2 でお示ししました、こちらクリーンセンター大崎のごみ発電を活用した、いわゆるエネマネ事業におきまして、約 2 万トンの削減を見込んでございます。さらに、書いていないのですが、桜環境センターのごみ発電を 1 万トン、また、電力のリバースオークションについては、事務事業編がどうしても遅れて成績が出るものでございまして、こちらについては今後事務事業編に反映される見込みとなつてございます。いずれにいたしましても危機感を持って、しっかりと取り組んでいきたいと、このように考えております。よろしくお願いいたします。

小口副会長

どうもありがとうございます。引き続きよろしくお願いいたします。

砂川委員

よろしいですか。

増田会長

砂川さん、関根さんの順番でお願いします。

砂川委員

質問というわけではないのですが、今、2013 年度比 51 パーセント削減の話が出たので、その辺に関して私も触れさせていただこうかと思います。2030 年までに、2013 年度比 51 パーセント削減に向けて、どれだけのパーセントを今後刻んでいかなければいけないのかというところを、この資料の 2-1 の 1 を見ながら数字の部分をお話しさせていただきます。

最新の 2022 年度、直近年度、21.7 パーセント削減、これは、前年比と比べると 3.5 パーセントの削減ができています。そのさらに前年比を見てみると 0.33 パーセント。前々年比から、さらに前々年比を比較すると、0.52 パーセントしかそれぞれ削減できてない中で、最新の令和 4 年度は前年比 3.5 パーセント、これはここ 3 年で見ると一番削減ができています。では、この 3.5 パーセント刻みで令和 12 年、つまり 2030 年まで 3.5 パーセント刻みで仮に毎年前年比削減できたとしても、これは令和 12 年度には 2013 年度比で 49.7 パーセントの削減にしかない。では、何パーセント刻みで刻んでいけば 51 パーセント削減になるのかっていうと、毎年 3.7 パーセントです。平均ですけれども。刻んでいかないと、この 51 パーセントに達しないというふうに鑑みると、結構これ大変なのだろうなというふうに見て取れるのかなというふうに思いました。

0.52 パーセントの削減しかない年もあれば、前年比 8 パーセント以上削減できたと、ドラスティカルに変わっている年もあるのですが、平均で見ると 3.7 パーセントを刻んでいかなければいけないのは結構大変だなと。新たな脱炭素施策としていろいろ書いてありますが、これをやっていく中でも年刻みで前年比 3.7 パーセントっていうものに達するのかがどうかっていうところが、今後、1つの指標として、キーポイントになってくるのかなというのを感じたところをお話しさせていただきました。私からは以上です。

増田会長

ありがとうございました。

庁内課

砂川委員のご質疑にお答えいたします。おっしゃるとおりです。今回やっと 3 パーセント弱、下がったということで、少し結果として出てきたかなというふうに思っています。

区域施策編でも同様に、事務事業編とまたちょっと違うのは、2 年遅れで結果が出るというところが最大の弱点でして、今回、R7 年度に共同購入という、非常に大きな転換をスタートしてございます。この R7 年度の結果が出るのが R9 年度となります。よって、その辺の時差はやはりどうしても生じてしまうというところがございます。

我々としては、R5、6 で、3 パーセントずつ削減しまして、R7 年度、この共同購入した年にガクッと下がるようなシナリオになれば一番いいのかなというふうに考えてございます。以上でございます。

増田会長

ありがとうございます。では、関根委員、よろしくお願いします。

関根委員

今ご説明いただいた 3 種類の資料全てにコメントあるのですが、一度に申し上げてよろしいですか。分けたほうがよければ、順番に。

増田会長

では、1 つずつお願いします。

関根委員

まず、環境基本計画の骨子案からですけど。骨子案の本編の 5 ページです。レジリエンスとかレジリエントというワードが、そこかしこに出てくるのですが、かつこで強靱性と書いてあります。レジリエントというのは強靱性とは少しニュアンスが違うのかなと思います。強靱性や調整力とか、そこも含めてのレジリエントだと思います。要は、強い衝撃が来てもしなやかに受け流したり、それを受け流し切れない場合も適応したりとか、自律的に回復するとか、そういったことをレジリエントと言うので、強靱性っていうのは、コンクリート護岸みたいな感じです。かつこの強靱性という和訳を見直していただけないかなと。例えばですけど、しなやかさとか回復力、適応力とか、そういう言葉のほうが適当じゃないかなと思いました。

14 ページ目ですけれども、廃棄物処理場の一覧表が挙げられていますけれども、この処理場の一覧表は、この基本計画にも載せてもいいとは思いますが、区域施策編には載っていないので、両方載せてもいいですが、むしろ区域施策編にも処理場の一覧表は載せておいたほうがいいのではないかと思います。

あと、最初に申し上げたレジリエントの説明について、26 ページ目や 92 ページ目、用語集のところにも出てきますが、その引用元を、どこから引用してこういう解説をしているのかということを明示したほうがいいと思います。

発展というのは、人が強いストレスを受けた場合に、ただ単に回復するのではなくて、発展するというのは何となく分かるのですが、市のインフラが発展というのは、ニュアンスがちょっと違うのではないかなと。回復とか、復元とか、こういう言葉に置き換えたほうがいいのではないかと思います。

この基本計画の 40 ページを見ると、先ほど申し上げた 14 ページ目の廃棄物処理場の一覧表とも関連しますが、西部環境センターと東部環境センターの老朽化に伴い、見沼環境センターを建設とあるのですが、一覧表を見ると、東部環境センターがないので、多分運用を停止したのだらうなと思います。環境基本計画なので、あまり詳細を書く必要はないとは思いますが、例えば東部環境センターについては運用を中止して、西部環境センターについて

は、その老朽化のために計画出力を発揮できなくなって、出力が落ちた分、停止の分と、この老朽化による能力の低下分を新しい見沼環境センターで賄うとか、そのような説明があったほうがいいのではないかと思います。環境基本計画なので、そこまで詳細に説明しなくてもいいというのであれば、区域施策編で、こういう状況で新しく見沼環境センターを新設しましたということを説明したほうがいいのではないかと思います。

この 40 ページに、大宮南部浄化センターとクリーンセンター西堀の 2 つは 14 ページの施設の一覧表にないのですが、この浄化センターと廃棄物処理場の区分け、すみ分けはどうされているのかを今お尋ねしたいと思います。

最後にですが、この民間を活用した廃棄物処理システムの普及というのが挙げられていますが、この民間の先端技術とか技術というのが、どの処理場でどのように活用されるのかということを、環境基本計画ではなく区域施策編で詳しく説明があったらいいなと思いました。以上です。

増田会長

ありがとうございます。大きく 1 つ目は、レジリエンス、強靱性、用語の使い方、運用も含めてということでした。細かいところはまた個別にご回答いただくとしても、もし今いただいたところでご回答いただけるようでしたら、お願いします。もう 1 つは、廃棄物処理場、廃棄物処理施設関連で処理場の一覧表ですとか、廃棄物の処理体制の確保のところの記載でしょうか。この辺りについて回答いただけるようでしたらよろしく願いいたします。

事務局

環境総務課の斉藤と申します。質問ありがとうございました。不十分かもしれませんが、お答えさせていただきます。

まず、言葉のところ、レジリエント、しなやかさにしたらどうかというお話があったかと思いますが、これは参考にさせていただきまして、反映できるところを反映させていただきたいと思います。

それから、いくつか区域施策編に追記するべきというところで、14 ページのリサイクルに関連する施設についてのご意見をいただきまして、この場合もどのように載せるかという部分も調整させていただきます。一般廃棄物処理対策計画というものも、さいたま市は持っていますので、そちらで載せていくべきなのか、区域施策編に載せていくか、そこら辺は調整をさせていただきます。

それからレジリエントは、発展、回復、復元という話もございましたので、そこも併せて検討させていただきます。施設のところで、東部環境センターの 40 ページの賄うという説明の部分も、必要であれば追加させていただくというところで調整させていただきます。

施設について、大宮南部浄化センターとクリーンセンター西堀の違いというところについては、これもさいたま市一般廃棄物処理対策計画のほうにも記載がございますし、施設の

違いというところにつきましては、こちらではあくまでも重点施策ということで記載はしていないのですが、施設部から少し補足説明させていただきます。

庁内課

環境施設管理課長の相原と申します。廃棄物処理施設の部分について若干補足をさせていただきます。初めに、西部環境センターと東部環境センターの老朽化に伴いまして、見沼環境センターを整備し、令和7年度の4月から供用開始をしているのですが、東部環境センターにつきましては、即時廃止をしております。西部環境センターにつきましては、段階的に最長3年間をもって、徐々に処理能力を落としながら閉鎖をしていくという計画になってございます。そこに至った理由としては、近年、廃棄物処理施設で火災の事故ですとか、あるいはさいたま市の人口の増加が想定よりも若干多くなっているというようなところもございましたので、その辺りを考慮しまして、西部環境センターについては3年間をもって段階的に止めていくという計画で進めております。

また、衛生センターにつきましては、こちらの14ページの表は、主にごみを燃やす施設とリサイクル処理施設を掲載しておりまして、衛生センターというのは、くみ取りのトイレの汚水ですとか、あとは浄化槽の汚泥を処理する施設のことを衛生センターというふうに条例上定めておりまして、こちらにつきましては、さいたま市は徐々に公共下水道の整備が進んでまいりましたので、2施設なくても十分に1施設で賄えるということで、統廃合を現在進めております。クリーンセンター西堀につきましては、今年度をもって廃止をするというような状況で進めております。

次の、民間事業者が持つ先端技術というところで申しますと、例えば焼却施設から出てくる焼却灰につきましては、これまでは最終処分場に埋め立てというのが主流でしたが、近年はそれを再資源化ということで、セメントの原材料にするなど、そういった方向性も民間事業者のほうで進めておりますので、そういったところを活用して、環境への負荷を、最終処分量を減らして、環境への負荷を低減させるというような取組を進めているところでございます。そういった細かいところをどこまで、どこに掲載するかというのは今後調整させていただきたいと思います。以上です。

増田会長

ありがとうございました。お願いいたします。

金子委員

金子です。よろしくお願いします。

最初に、私が理解していないかもしれないのですが、今回、この環境基本計画中間見直しの骨子案というのが出てきたのですが、この後、どのようなスケジュールで中間見直しが本当の資料になっていくのかというところを、手順のところ確認させていただきたいなと思い

ました。

というのも、今回この百何十ページにもわたる修正案が出てきましたが、この環境委員だけでチェックするのでは漏れとかも生じてくるでしょうし、パブコメとかも実施されると思うので、その辺りも、どんな方がこのあとみるのかなというのは最初に確認させていただきたいと思いました。

あと、資料 1-1 の、望ましい環境像のところですが、これは作成中ということで、ぜひぱっとこの絵を見て、市民がどういう未来を目指しているのかというのが分かるような絵にしていきたいと思います。1 個付け加えていただきたいのが、住まいの快適性を追求しながらも、ちゃんと省エネや、脱炭素ができるという未来図がここに欠けているなと思っていました。いわゆる ZEB、ZEH のようなところをしっかりとここに入れ込んでいただきたいなと思っています。さいたま市は非常に暑いのですので、暑い中でもしっかりと快適に暮らせるのだという、希望の姿をここにぜひ入れるべきだなと思いました。

細かくはいろいろありますが、いったんここでまででお願いします。

増田会長

ありがとうございます。最初に手順、スケジュールのご質問と、それからご意見として、快適な住まいのイメージということで、ご回答をお願いします。

庁内課

お答えをいたします。まず、スケジュールのところでございまして、この審議会でご審議をいただき意見を踏まえたものを、まずは作成させていただきます。次は庁内の各部署で、それぞれ所管している部署が専門的なことをやってございますので、そこからの意見を聴取させていただきまして、それが文書照会なのか、庁内の会議なのかというところはございますが、なるべく広く、意見を取っていききたいなというところです。

その後、庁内の戦略会議がございまして、そこでお示しをしまして、了解いただくと。その後、議会での意見報告を経てパブリックコメントという流れで進めていきたいというふうに考えてございます。

すいません。次の審議会のスケジュールですが、10 月下旬頃を予定させていただいておりますので、そこで答申案、それから答申をいただきたいというふうに考えてございます。

もう 1 点が、望ましい環境像のところでございました。大変貴重なご意見ありがとうございます。まさに ZEB、ZEH、そういった未来志向の建物というところは当然盛り込むべきというところでございまして、なるべく盛り込んでいく中で、絵全体のスペースもございしますので、例えば説明文を付けるなどして、そういったものを盛り込んだところを分かりやすくお示ししていければいいなというふうに考えてございます。以上でございます。

金子委員

ありがとうございます。続けていいですか。今のお話からすると、多分大きくこの骨子案に修正を入れるタイミングとしては、今しかないのかなと思いました。まず、大きな変更が必要なものは、このタイミングで整理しなければいけないということで、私ももう 1 回ちゃんと見直しして、意見出ししようかなというふうに思いました。ありがとうございます。

あと、少し細かくなりますが、資料 2-1 のところで、まず、区域施策編ということで、さいたま市全体の脱炭素化をどうしていくかという話ですけれども、51 パーセントを 2030 年までに実現という目標で、着実に削減はしてきているなというところですけど、まだまだ一段ギアを上げなければいけないというところですよ。あとは、新しい取組として、太陽光発電の共同購入ですとか、ペロブスカイトの太陽電池の実証実験みたいなのところも書いていますが、この辺りの実績が現状どうなっているか教えてほしいと思っています。

ペロブスカイトの実証実験はこれからということですが、このペロブスカイトの導入をまだチャレンジしている自治体は少ないと思いますので、実証実験の結果は、コスト情報ですとか、課題を含めて、ぜひ広く公開していただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

それから、もう 1 つの事務事業編のほうですね。こちらはさいたま市役所としてどう CO₂ を減らしていくかというプランだと思いますが、先ほど、何人もご指摘いただいたように、非常に厳しい状況で、このグラフを見ると 2030 年までに特にエネルギー起源は 80 パーセント以上削減しなければいけないということで、急激にもっと下げていかなければいけないという計画になっています。

ただ、やり方はいくつかあって、ここに書いてありますように、例えば数ビットの環境価値をさいたま市でも導入するであるとか、この電力のリバースオークションを活用して、一気に再エネ 100 パーセントへ調達できるというような、他の市の事例などもありますので、この辺りをうまく活用していけば、ぐっと下げていくということは、コストも下げながら、可能だろうと思っています。ぜひここはチャレンジしていただきたいと思っています。

もう 1 つ気になるところがありまして、さいたま市役所、新庁舎を建てる予定になっていると思いますが、ここの空調がガスのコジェネレーションを導入するというふうに聞いています。ここがこの 2030 年までの 8 割削減というところに、矛盾するのではないかなというところで心配しています。ぜひ新庁舎はモデルケースになるような事例だと思いますので、これから新しく建てるのであれば、もうゼロカーボンにするというのは非常にマストな条件だと思っています。仮に今から、コジェネの変更が難しいということであれば、環境部局としては、将来的にガスの設備を電気設備に入れ替えた場合、どのぐらいのコストがかかるのかですとか、都市ガスではなくて e-メタンにしたときに、どのぐらいコストが追加になるのかとか、あと、カーボンプライシングも導入されますので、そのときに経済的な影響はないのかどうか、この辺りの計算をして、市役所全体でどういう対処をしていくかというのを検討していくのは非常に必要だと思っています。ここはもう少しできることがあるの

であれば、ぜひ見直しをしていただきたいと思います。

あと、もう1つ、資料2-1のところに、環境配慮契約の導入を始めましたというのを、私も今までやったほうがいいですよということを申し上げてきたので、できたということは非常に評価したいと思っています。ただ、この環境配慮契約、このやり方でやっている限りは、2030年8割減は到底難しいと思いますので、本当にこの8割減をするのであれば、さらにこれに加えて、相互評価方式なども導入して、本当にゼロカーボンの電気を購入するところをやらなければいけないと思います。ぜひこれも挑戦していただきたいと思います。以上です。

増田会長

ありがとうございます。では、お願いいたします。

庁内課

お答えいたします。いくつかいただいていますので、一括してお答えさせていただきます。まず、共同購入については、今まで補助金で交付していきまして、太陽光で最大5.5万円という形でやっておりましたが、同年度に太陽光を設置しても、いわゆる早い者勝ちになってしまって、平等に補助が行き届かなかったという経緯がございまして、今回見直しをさせていただきました。今回、共同購入方式については、昨日時点で972世帯に参加登録をいただいております。これがどれぐらいのものなのかという参考で申し上げますと、東京都は都単位でやっております、それが1,700世帯、神奈川県が1,100世帯、千葉県が478世帯の登録なので、市単位で考えますと非常に多くの方にご登録いただいていると考えてございます。参加登録世帯が全て購入されるわけではないのですが、引き続き市民の方々、Jリーグチーム等も連携して周知し、今後の効果測定等も含めて、しっかりとやっていきたいというふうに考えてございます。

2つ目のご質疑のペロブスカイトについては、我々市が合併して、さいたま市になったもので、公共施設についてはたくさんございます。老朽化しているものもありまして、これまで積載荷重の検討によりまして、太陽光のパネルの設置を断念してきた経緯がございまして、こちらのペロブスカイトについては非常に期待をしているところでございます。今年度予定している実証事業については、今後、本市がペロブスカイト太陽電池を導入する上での効果検証を行った他、市民、事業所への新技術の周知、また、市内企業を含めて技術の伝承といったところも含めて、しっかりと見える化していきたいというふうに考えてございます。いずれにしても、今年度内に実証実験ができるよう、他の市の先駆的なモデルとなるように、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

先に新庁舎のほうをお話しさせていただきます。現在、新庁舎については、令和13年度の供用開始に向けまして、今、基本設計を行っているところでございます。現時点において、コジェネの話もございましたけれども、どのような再エネメニューにするかは決定してい

ない状況でございまして、基本計画にも書き込まれているとおり、環境局としては市民のシンボルとして環境に優しい庁舎になるよう、所管課としっかりと協力していきたいというふうに思っております。

ただ、昨今の建設費の物価の高騰で、相次いで本市は学校もそうですが、公共施設建設の不調が続いてございまして、金子委員ご指摘のとおり、費用対効果の検証は当然にやるべきものだと思っております。再エネメニューだけではなくて、様々なお金の計算というものはしっかりとやらせていただきたいと思っております。いずれにしても電気については、ガスだけではなくて、しっかりと何が一番正しいのかということを検証した上で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

あと、リバースオークションにつきましては、金子委員から、令和5年度からご指摘いただいたところでございます。令和6年度から少額の随意契約で、128契約に対しまして、大体160トン近くのCO₂の削減につながったところでございます。令和7年度については、いわゆる少額だけではなくて、対象規模を拡大できるように、他市事例を参考にしながら進めていきたいというふうに考えてございます。

あと、環境配慮契約についても同様でございまして、令和6年度は試験的にやらせていただいたところがございます。要件等も、あまり大きなものをまだ入れていないので、最終的には再エネ100パーセントとなるような形で、所管課には電気の契約をやっていききたいと思っております。総合評価方式も視野に入れながら、何がいいのかということも含めて、しっかりと検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

金子委員

ありがとうございます。

五十嵐委員

いいですか。

増田会長

はい。

五十嵐委員

昨日たくさん資料を送っていただいて、ありがとうございました。ざっとですが読ませていただいて、びっくりしたというか、感心したというか、これだけ300ページも、400ページもある中で、数字とか、特別なことは分かりませんが、私、現役時代に本を作っていて、パンフレットとか。それで、レイアウトとか計画することも大事ですが、文字の間違いがね、一番大きな問題なのです。例えば、私、電機メーカーなのですが、10万円で売るテレビを1万円と書いてしまったら、お店にお客さんが何人も並んで大事件になるようなと

いう中で、数字は分かりませんでしたけど、誤字脱字はほぼゼロということで、これだけのものを、どのぐらいの時間と、何回見直しをしたか分からないけど、びっくりして感心しました。ありがとうございました。余計な一言でした。

そこですが、私が感じたのは2つ。1つは、考え方です。それで、これから、さいたま市を、世の中をこれに従って動かしていこうということなのではないかと思うのだけど、そういうことがもうちょっと見たいなと。ということは、もちろん先ほどスケジュールとか出しましたが、予算が見えてないので、どこに力を入れているのかさっぱり分からない。予算が付いてれば、この環境を考えている方々は、今年はここなのだな、10年でこうしようと思っているのだなというのは見えますが、感心するぐらい、こんなに環境問題を広く考えているのだなと思う中で、予算が見えてないから、パワーが見えないので、ちょっとそこは消化不良でした。それはこれからの問題で、どうやって進めていくのか、議会に諮ったりするのでしょうか、私、自治会なので、一般の者としてはちょっと知りたいなと。どうやってどこに力を入れるのかを。

それともう1つ、先ほど、前回も申し上げたのですが、これは行政の方々とか、それに連なる業界の方々、事業者がこれから動いていくのだと思うのだけど、そういう方々というのは、2割か3割、さいたま市135万人の中で、それなりの割合の人がいると思いますが、ほとんどの人は一般生活者で、一般生活者に、もう少しさいたま市はこう動くから、こう心得てくれとか、こう協力してくれとか、そういう呼び掛けみたいなことというのが、行動計画とか、予算が決まったところで見えてくるのだと思います。私は自治会担当として、できれば掲示板があるじゃないですか、どこの町にも。そこにA3のポスターが貼られるぐらい、一般の方々にも協力を仰ぐとか、理解させるとか、今日は計画、考え方の段階なので、言っていることが早過ぎるかもしれませんが、その辺のところをよろしくお願いします。

ということで、予算的なことが見えると、もうちょっと理解しやすいなっていうのが1つと、一般の人への呼び掛けですか、理解のさせ方。さいたま市はこれだけの計画を作って、135万人がみんなで協力するのか、一部だけなのか、大事な問題なので、あえて申し上げました。よろしくお願いします。

増田会長

予算の呼び掛けについて。どうぞ。

庁内課

ありがとうございます。大変貴重なご意見をいただきまして、まさに令和8年度以降の計画という中で、今現在、申し訳ありません、予算はここにいくら付くよというところは、我々だけでは決めかねるところもございまして、また計画が令和12年度までの長期的なスパンで、予算は基本的に1年間というスパンで実施している中で、なかなかここで正確な数字を掲載していくことは難しいところですが、計画という立て付けの中では、重点で取り組む部

分ですとか、細かな施策がこれから出てまいります。そういった中で、メリハリをもってさいたま市の方向性、やるべきことというのは、なるべく細かく市民の皆さまにもお伝えできるようなものへ最終的にはしていきたいと考えてございます。

もう1つ、一般の方にも分かるように掲示板、ポスターというところもございました。今後、この計画を策定した後は、当然周知の段階という中で、毎年毎年それをポスターなのか、あるいはチラシなのかというところを我々もしっかりと考えさせていただいて、周知をしていければというふうに考えております。

また、環境基本計画の中でも、やはり皆さまの行動変容というところ、ここはかなり重要なところだというふうに考えておまして、まさに市民の皆さま一人一人の行動変容が最終的にはキーになってくるというふうな考え方で、環境教育、環境学習、そういったことにも力を入れていければというふうに考えております。すみません。十分な回答ではないかもしれませんが、以上です。

五十嵐委員

ありがとうございました。何となく分かりました。ありがとうございます。

増田会長

細かいところも見ていただき、ありがとうございました。では、前田委員、市川委員の順番でお願いします。

前田委員

私は、さいたま市水と生きものプランの骨子について意見を申し上げます。これ、私、毎度のように申し上げていますが、これ、名称が国で言うところの生物多様性地域戦略ということに当たりますので、それを考えたときに、中身がそれにふさわしい内容かどうかという観点で意見を申し上げたいと思います。

まず、36 ページのところで、大宮ストリートプランツのことが紹介をしてあります。これを今後も広げていくことで、政府再生地域戦略にとってもプラスという意味合いで書いてあると思うのですが、政府財政国家戦略では、というか生物多様性という分野では、緑化を行うときには在来種を用いるということは、もう原則です。それが今、用いられているストリートプランツはどうかということは、よくよく検証が必要だと思います。

さいたま市のこの重要な産業ということで、植木生産者の皆さんは、これからもしっかり振興していただきたいと思っておりますが、そういう意味で、これからの時代、本当に植木産業をさいたま市で頑張ってもらいたいということであれば、植木産業の皆さん方にこそ、在来種の植物、苗木の生産をもっとしていただいて、それを公共事業で優先的にというのはいろいろ問題があるかもしれませんが、それを活用していくというようなことで、本来的なグリーンインフラの推進につなげるということが必要だと思います。今やっているものは、言

ってみれば大きめのプランターみたいなものを配置するということにすぎないじゃないですか。ですから、もっと本質的なもの、それがちゃんと生産者さんにもプラスになるようなことということで、ぜひ位置付けをしていただきたいし、中身をそういうふうな形でブラッシュアップしていただきたいというのが 1 つ目の意見です。これは市街地エリアの具体的な取組にも入っていますので、ぜひお願いしたい。

それから次、51 ページ目のところに、公園等における生物多様性の保全というのがございます。ここで生物多様性に配慮した事業地整備ということが書いてありますが、細かいですけど、文言を読むと生物多様性に配慮した公園づくりと書いてある。これは多分今までの考え方です。これからはカーボンの世界と同じで、この分野の人、この部署の人たちは、今までどおりの整備、開発の仕方でもいいということは多分あり得ないと思います。そういう意味では、それこそどこかに本当は書いてほしいのですが、配慮したではなくて、市がやる整備開発、そういう面で見れば市も事業者です。市がやるこの事業については、ネイチャーポジティブな事業にしますという、それが何より民間の事業者や、個人の皆さん方にも、すごくストレートに姿勢が示せることではないかと思います。ですから、配慮したということではなくて、やはりもう一步進んだ形での表現、文言で、もちろん文言だけではなくて、そのチェック体制みたいなことも含めて考えていただきたいと思います。

その次のページの 52 ページ、身近な緑づくり。ここに花いっぱい運動とか、公共施設の緑化とか、これも先ほど申し上げたとおり、従来どおりというふうにどうしても読めてしまう。花いっぱい運動というのは、もちろん市民の方々が花に触れるという観点では、別にそれを否定するものではないのですが、生物多様性地域戦略に掲げる施策というふうに見たときには、ちょっと違うのではないかと思います。ですから、今までは関係しそうなものを集めてきて計画を作るということでしたけど、もう 1 回この生物多様性地域戦略ということにふさわしい内容かどうかということをぜひ見極めをしていただきたいと思います。公共施設の緑化にしても、これは国が進めてきて、最近はどう言わなくなりましたが、学校の芝生化だとか、今、国家戦略を見ていただければ分かりますが、芝生は一切出てこないです。そういう意味でも、国のほうも変わっているのです。

それから 58 ページ、水辺の整備と創出のところですよ。特定の河川整備で可能な範囲で多自然川づくりをということですが、これも今年の 6 月に国のほうで多自然川づくりの基本方針、指針というのが改定されています。今までも多自然川づくりという考え方ありましたがけれども、全然普及してないと。思うように普及してないので、これからは、もちろんこれ今までもそうですが、全ての川づくりの基本であって、調査、計画、設計、施工、維持管理・更新、災害復旧等、全ての段階・過程を対象にするというふうに明記してあります。ですから、基本的には河川整備、発注段階で、そういう文言なり要素を仕様書に入れ込んでいただくということが本来必要だと思うのです。そういう意味でも、できればやりますという文言はちょっとないのではないかと思います。

最後になります。70 ページ以降ですか、エリア別の計画というのがございますが、一見

するとさいたま市を大きくゾーンで分けて、このゾーンではこうですということが読めるようにしてあると思うのですが、実際にお住まいの人たちが、じゃあ自分たちの住まい周辺で、この場所を守ったらいいいんだ、この場所を大事にしたらいいいんだということは、やっぱり読み取れない。国のほうで生物多様性国家戦略 2023-2030 のロードマップの中で、自治体の役割ということで、生物多様性の現状や保全上効果的な地域を可視化したマップを提供するというふうなことが書いてあります。しかも 2024 年めど。

ですから、少なくともこの 70 ページの図はそういうものには当たらない。もっとスケールを上げてというか、どこの場所でもどの環境を守るんだということが分かる地図というのは早急にぜひ整理をしていただいて、一般の方、もしくは事業者の方がそれを目にして、何か事業、取組をするときに、それとひも付けてできるようにということが必要ではないかと思います。以上です。

増田会長

ありがとうございました。緑と水辺と、それからエリア別計画、それぞれご意見、コメントいただきましたが、いかがでしょうか。

庁内課

ご意見ありがとうございました。最初の、まずグリーンプランツの件で、在来種を用いるというのが基本ということは、まさにおっしゃるとおりだと思います。そういったことを入れ込めるように、いろんな産業の方とかとの対応を大事にしながら、完璧というのはなかなか難しいですが、今回、様々な主体、ステークホルダーでいろいろやっていくというところが掲げておりますので、まずふさわしい取組というのを継続して、今おっしゃられたことに近づけるような形にしていければと考えております。

2 つ目の公園への配慮について、これだと従来どおりの考え方のままというところについてです。市の産業、事業についてはネイチャーポジティブの達成に向かってこれまで以上に考えていくべきということは、こちらでも重々承知しております。市庁内で何とかこういったほうに少しでも近づけるように、これも局との対話、特に都市局とか、建設部局とかの対話になってくると思いますが、そういったところをきちんと体制づくりということをしかり作れるようにしていきたいと考えております。

3 つ目、身近な緑につきましても、従来どおりであって、今後、芝生化といいますか、多分、国家戦略では学校・園庭ビオトープとか、そのような言葉とかは使われていたと思いますが、特に今回、行動変容というところで、若い方が行動変容していくということが大変重要だなということで、計画のほうを位置付けていきたいと考えております。これに関しましても、子どもたちを中心にかもしませんが、そういったことを、きちんと対話しながら取り組んでいけたらいいかと考えております。

多自然川づくりについても、これと同じで、やはり河川部局と対話というところになって

くると思いますが、一からやっていきたいというふうに考えております。

最後のエリア別計画につきましては、失礼しました。今回、こういう簡易的な図で済ませてしまっているのですが、当然、エリアごとに、もっときちんとした GIS に落とした形で、地域にどういう緑が残っていて、または今後どういうところがポテンシャルが高いかということを示したいと考えております。以前あったのですが、岩槻区の方が、桜環境センターのことで自然共生サイトに取り組みましたよと言ってもなかなか伝わらなくて、地元の方が地元にあった自然をよく知った状態で活動していただけるのが一番いいかなというふうに考えておりますので、我々としても、地元の方が中心に、こういったところに、自分の家の近くにこういう緑がある、美しい環境が残されているのかというのをきちんと示した上で、分かりやすい形で、エリア別計画というのでも立てていきたいと考えております。以上になります。

前田委員

1 個だけいいですか。他の関係部局、特に建設関係の部局の対話というのは必要ではありますが、対話しても多分機能なかなかしないじゃないですか。ですから、これの親計画になっている総合振興計画、私、今頭の中でその改定のタイミングがちゃんと入ってないのですが、その親の計画の中にその原則的な考えを盛り込んでもらうべきだというような意見がこの環境審議会であったということをぜひ言っていただきたい。そうでないと、多分その親計画に入っていないくて、この下の計画でどうこう言っても、なかなか反映されないだろうと思いますので。

増田会長

ありがとうございました。市川委員。

市川委員

3-1 の後ろの図について質問があります。右側に色の付いた四角と、危機の減少で第 1 から第 4 の危機とありますが、ごめんなさい、私が無知なのかもしれないのですが、この右側の色の付いた四角の中身はどこから出てきたのかということと、もしこれを載せるのであれば、これをもうちょっと分かりやすい形で出していただかないと、何なのかなというのがあります。

それから、危機の減少で第 1 から第 4 まで書いてあるものも、これどこから取ったのかなというのを知りたいです。私の認識の中では、生物多様性が失われると、とにかく人間がもう生きていけないよというのが最終的にはそこにいくと思うので、もし 1、2、3、4 の危機の中で一番重要性があるとしたら、この第 2 の危機が 1 番目に来なければいけないのではないかなというふうに勝手に思ったりしました。

増田会長

ありがとうございます。それについてお願いします。

庁内課

ご意見ありがとうございます。危機につきましては、資料 3-2 のページ 9 と 10 に記載をさせていただいているところでして、国の国家戦略でも、第 1、第 2、第 3、第 4 というのは、この順番で書かれているのが一般的です。さいたま市の場合、里山というのは結構重要な位置を示しておりますので、市川委員が 2 番目の危機の方が重要ではないかというところをおっしゃってございましたけども、確かにこういった高齢化の問題とか、田んぼ、耕作放棄地も増えておりますし、それから、さいたま市にとって大きな課題かなっていうところで、当然施策のほうにもそういった観点というのは盛り込ませていただきたいと考えております。

順番に関しては、一般的にこの順番になっているので、この順番でそのまま行かせていただければと思うのですが、それぞれ分かりやすいように、どの危機に対してこの施策というのがなるべく分かりやすい形にはできればいいかなというふうには考えております。以上です。

増田会長

ありがとうございました。

塚原委員

数名の委員の方から既にご指摘あったことで、また蒸し返して恐縮ではございますが、資料 2-1 の 5、事務事業編の温室効果ガス削減というところで、私、今日の説明を聞いて、ここだけすごく引っ掛かっているのです。削減するという取組で議論しているのに、10 年前から上がってしまっているというのは何でだろうと。私の理解が及んでないようなので、何で上がってしまったかというのは、原因は何なのだろうかということで、分析されているようでしたらお教え願いたい。10 年たって上がってしまうと、多分目標に到達するのは非常に難しいと思いますし、この原因が分かれば、その対策も練られるのではないかと思います。もし何か分析されて、原因が特定されているようでしたらお教え願えないでしょうか。

増田会長

お願いします。

庁内課

ただ今のご質疑にお答えいたします。おっしゃるとおりでございます。原因としては、

2013 年にはなかった桜環境センターというのがありまして、そちらで石炭コークスを少し使っている関係で、急激に増えてしまったっていうところがございます。2013 年にはなかったのですが、2015 年にできた桜環境センターによりまして、石炭コークスを使用したことによって大幅に増えてしまったというところがございます。

ただ、それも含めて何とかするのが当然の責務だと考えてございますので、先ほど相原が申し上げましたとおり、先端技術の開発というところで、例えば最近はバイオコークスだとか、そういったものも出てきていますので、その辺も含めて廃棄物分野の関係部署と含めて連携して、環境局内でしっかりとやっていくというのが大切だと思ってございます。以上でございます。

増田会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

磐田委員

資料 1-1 ですけれども、結構見方が難しいなというふうに思っていて、各計画、個別計画の中に落とし込むことで、すっきりとこの基本計画をさせようという表現をやられていること自体は賛成しています。その一方で、例えば基本目標 2 とか、この資料 1-1 の、右下の基本目標 2 の中身の 2-1 とか、また新しい用語が出てきます。循環型社会、社会経済システムと。裏面では、サーキュラーエコノミーの推進とか、また別の言葉でこの基本目標が掲げられていたりとかして、こちらの中も見ただけですが、そこが私理解できてない。なぜここが違う用語になっているのか。その循環型社会、社会経済システムの確立という用語自体も、ちょっと想像がしにくい。中身が想像しにくいものになっている。実際には一般廃棄物処理基本計画の中で、もう少しそのサーキュラーエコノミー以外の要素というのが、この 2-1 の、社会経済システムの確立の中にいっぱい入ってくるという理解なのか、そこを教えていただきたいというのが 1 点目です。

もう 1 点よろしいですか。

増田会長

お願いします。

磐田委員

すみません。資料の 2-1 のところで、促進区域の設定についてもお話ししていただきましたが、これから、この促進区域でオブリゲーションとしてやっていただくことが果たして太陽光発電の促進だけでいいのかと。今後さいたま市の中で、再開発も、ここに限らずいろんなところで出てくる中で、何らか、例えば PV だけではなくて、その地域ではグリーンインフラをこれだけの割合を導入しなければいけないとか、この目標横断型の、何になるので

しょうか、規制ではないですが、目標値みたいなものも併せて達成していただくような、少しレベル感を上げた再開発時の制約といったものも導入しないのかなというのは気になりました。グリーンインフラに限らず、DI の例えば制約であったりとか、面積当たりの CO₂ 排出量の制約であったりとか、何らかの目標値の設定が今の時点であるのかなのか、今後どうされるご予定なのかについて教えてください。

増田会長

ありがとうございます。施策の柱のところと、促進地域について。よろしいでしょうか。

庁内課

最初の質問にお答えをいたします。分かりにくい部分があって申し訳ございません。こちらは、さいたま市の環境基本計画の立て付けになっておりまして、4 段構えといいたまいますか、そのような構図となっております。まず、一番上に豊かな未来を創造するという環境像がございます。それを実現するために、5 つの目標ということで、大きく 5 つに分けて、そのうちの基本目標 2 の部分が資源循環ですとか、廃棄物の部分の目標になってございます。さらに、この基本目標 2 の下に施策の柱ということで、さらに 2-1、2-2 と 2 つに分かれて、さらにその下に、こちらの図にはないですが、政策の方向性ということで、さらに細かく、2-1 の中でいくつか、2-2 の中でいくつかということで、今現在 9 本の柱が入っております。そういった形で、順々に大きな目標から、実際具体的な施策にひも付くような状態で、現在計画が策定されているところでございます。

この資源循環の部分というよりは、サーキュラーエコノミーといった新しい考え方、3R の発展した考え方について、何とか環境基本計画の中に中間見直しのタイミングで盛り込むこととしており、サーキュラーエコノミー自体は経済の概念でもありますので、環境部局だけではなかなか実現できるものはないのですが、あえて環境基本計画の中に落とし込むことで、経済部局と連携を図って実現をしていく、前に進めていくというようなことを目標として記載をさせていただいているところです。その中で、どこにそのサーキュラーエコノミーという言葉をと落とし込むかということで、資源循環の 2-1 の部分、3R というところの、さらに発展形ということで書かせていただいております。

環境基本計画がさいたま市の総合振興計画を最上位としている中で、その次に環境基本計画で、その下に一般廃棄物処理基本計画という、中間に位置する計画に今後なっていくかという中で、どうしてもこの総合振興計画と、さいたま市一般廃棄物処理計画と整合性を取る必要がございますので、その辺り、少し文言を整理したときに循環型社会、社会経済システムと、実はこれ、総合振興計画と一般廃棄物処理計画にある言葉ですが、そちらを用いまして、間をつなぐ、中間の計画としての整合性を取らせていただいたというところでございます。こちらの説明は以上になります。

庁内課

磐田委員のご質疑にお答えいたします。促進区域については、自治会さま、あと地権者を含めたまちづくり団体さまにご説明申し上げて、周知をしているところでございますが、案件としてはまだ0件でございます。他の自治体もなかなか苦戦しているというふうに聞いておりまして、やはりこのままだけでは足りないのだろうなというのは共通の認識でございます。

例えば、またPVの話になって恐縮ですが、もしペロブスカイトをその区域に入れるのであれば、もう資産税を取らないよとか、そういった尖った規制緩和は必要なのかなというふうに思っております。あとは、ZEBにした場合についての容積緩和だとか、そういったことも含めて検討しているところでございます。ただ、大宮駅周辺については、長年再開発事業が進まなかったというところもございまして、その辺は事業の成立性と環境の配慮というところが両輪で動くような形で、しっかりとまちづくり分野の関係部署と連携しながら進めていきたいと、このように考えてございます。

いずれにしても、このままではなかなか第1号案件が出てこないなというのは重々承知しているところでございますので、次の手を打っていききたいなというふうに考えてございます。以上でございます。

増田会長

ありがとうございました。そろそろ予定の時間になりましたが、最後、1つか、2つか。

関根委員

区域施策編の地球温暖化対策について、充電インフラについての記述ですが、複数箇所に同様の記述があります。16ページと62ページ、110ページ。何かというと、充電インフラが既に充足しているという表現が複数回出てくるのですが、これ、前回の審議会のときにも申し上げたと思いますが、アンケートの結果が140ページにあります。アンケートを見ても、約半数の方が充電環境はまだまだ不十分と回答しています。にもかかわらず、既に充足しているというのは、ちょっと食い違っているのではないかなと思います。実際にショッピングモールなどの大規模施設において、充電施設、1箇所について1口のみを設置であることがほとんどです。そういった場合に、特に普通充電に先客があった場合には、そこでの充電を諦めざるを得ない。そうした状況において、既に充足していると言えるのかと。ガソリンスタンドだったら、もう5、6箇所、給油口があって、先客がいても複数口があるので、当然ガソリン給油できます。従って、これは1つの案ですが、充電インフラもサイト数は充足している一方で、複数口を備えた充電施設は限定的であり、ガソリンスタンドと同程度の利便性を期するならば、充電口数はまだまだ増やす必要があるなどの記載に変えてみたらどうかと思いました。

関連して、110 ページには、多く集客する公共施設では、急速充電器の新設を検討と書かれていますが、さいたま市内の公共施設の利用者のほとんどは、比較的近隣からこの公共施設に来られている方だと思います。だから、急速充電よりは普通充電で、普通充電のほうが適当ではないかなと。急速充電というのは長距離移動する方、道の駅とか、高速道路のサービスエリアとか、そういったところを利用する方が主に利用するものであって、近隣の公共施設を利用する方は、必ずしも急速充電は必要ではないのかなと思います。例えば 50 キロワットの急速充電器 1 基整備するコストで、6 キロワットの普通充電器 5 台ぐらい付けられると思いますが、そのほうが、より多くの利用者のニーズに応えられているのではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。

あと 2 点です。細かいものは後ほどメールでご連絡したいと思います。73 ページですが、令和 7 年度と 12 年度の目標値を記載するのかなと思いますが、実際には令和 5 年度と 10 年度の数字になっています。これは、それぞれ 7 年度と 12 年度の目標値をちゃんと書くべきだと思います。

あと、水と生きものプランへの意見ですが、下水道についていろいろ書かれていますが、下水道というのは、し尿とかふん尿を流す、いわゆる下水管というのと、雨水排水管、さいたま市では合流式で処理しているのか、分流式で処理しているのか。ちょっと細かいのかもしれませんが、合流式だったら一緒に流すのですが、どこからが合流で、どこまでが分流かとかいうのも、分かるようにしておいたほうがいいのではないかなと思いました。それぞれ役割違いますので、雨水排水のときは洪水、大雨が降ったときなどに速やかに排水するという機能があって、下水管というのは一般の方はトイレなどから出る汚物を処理するという、そういう認識だと思いますので。どういうすみ分けなのかというのを説明したほうがいいかなと思いました。以上です。

増田会長

お願いします。

庁内課

お答えいたします。まず、国の方針もそうなのですが、充電器については基本的には自宅での基礎充電が大前提でございます。そこを補完するためにどうするかという議論がこちらでございます。その中で申し上げますと、国の基準でいうと、我々のほうの充電インフラ、市内における充電インフラは充足していますよということを申し上げます。ただ、市民の皆さまの直感としては、まだそういう認識がないということでございますと、置いている場所が悪いのではないかなというような分析をしています。例えば人があまり集まっていない公民館とかに置いていても、やはり利用率の観点から好ましくないところがございます。そこについては、民事業に移行することで、民間事業者がここだったら人が集まるよという場所に置いていただく、そのための場所貸しをするといったような形で民事業に移行した

いというふうに考えてございます。

73 ページのところでございますが、これは先ほど申し上げましたところを重複させていただいているのですが、やはり2年遅れで成績が出てしまうので、この計画が12年度までということになってしまうと、出せるのが10年度までの成績になってしまうということでご理解いただければと思います。我々のほうは以上です。

関根委員

ただ、実績だったら分かるのですが、目標値なのになぜ2年ずれる、ずらす必要があるのですか。

庁内課

効果測定という意味合いでは、この時点で出せないのも、効果測定を出せるのがこの年度ということで、この年度までを入れさせていただいているというところでございます。

関根委員

再エネの導入量で7,900ジュールとか、そういう数字が前のほうに書いてあるのに、ここでは7,500とかになっています。そこを見て、ちょっとこれおかしいなと思う方は結構いると思うのですが。

庁内課

では、その辺はもうちょっと論議させていただいて、分かるようにさせていただきます。

庁内課

水と生きもののプランの、下水道についての、下水管と污水管というところですが、さいたま市は基本的に大半が分流式でやっております。下水道部によると、市内の一部分でまだ合流が残っているという形になっているようですが、確かにそこら辺の表記とかについて、実際それがきちっと区別されているかも含めて検証して、分かりづらければそういった説明も追加していこうかと考えております。以上です。

関根委員

ありがとうございました。

4. 閉会

増田会長

ありがとうございました。お時間になりましたので、それでは議事について、この場での

質疑は終了とさせていただきます。先ほどのご意見ございましたけれども、他にご意見等ある場合には、事務局にご提出をよろしくお願いいたします。それでは、本日の議事としては以上になります。活発なご議論どうもありがとうございました。

事務局

どうもありがとうございました。議事の追加意見につきましては、別紙によりますと、6月10日、火曜日までにご提出いただきますようお願いいたします。提出はフリーの様式でも構いません。また、本審議会の委員の皆さまの任期が、令和7年7月16日をもちまして満了となります。次の開催は10月下旬を予定しておりますので、現在の委員の皆さままでご審議いただくのは本日最後となります。つきましては、委員の皆さまから一言ずつ、簡単にごあいさつをいただければと思います。大変恐縮でございますが、会長の増田様より、よろしくお願いいたします。

増田会長

ありがとうございます。簡単に。大変お世話になりました。ありがとうございました。この数年の大きな特徴は、やはり環境行政の質も量も大きく変化していることだと思いました。ほとんどの議題が市政全体に関わるような議題でございましたし、ここでの議論がいろいろなところに影響するという、そういう重要な議題の連続でございました。活発なご議論いただきまして、おかげさまで充実した議論ができました。どうもありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。続きまして、副会長の小口様、よろしくお願いいたします。

小口副会長

2年間、副会長として務めさせていただきまして、どうもありがとうございます。至らぬ点、多々あったと思います。皆さまの活発なご議論により、私自身もいろいろ高められたところがありました。思っていることを申し上げますと、やはりこの環境問題ですとか、自然の問題、政治の問題というのは、やはりすごくきちっと考えてらっしゃる方と一般の方々と、そうでもない方々が結構いらっしゃいます。その差の開きが気になるところでございます。

ですので、より高めていくためには、理想的ですけども、やはり全市民が一体になってやっていかないと取組がなかなか進展しないと思っております。そのところを今後も何らかの形で考えていければいいのかなと思います。このさいたま市の取組というのはすごく頑張ってらっしゃるということは、すごく感じております。引き続きどうか、この環境行政を進めていただければと思います。どうもありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。続きまして、飯野様、お願いできますでしょうか。お願いいたします。

飯野委員

私どもの所属しているのは企業体でございますが、企業体に対する規制とか、やらなければいけないこととか、それぞれ企業が温室効果ガスの削減ですとか、クリーンなエネルギーを使うとか、そういうような方向はそれぞれの会社が目指しています。

国のほうでの 50 年で 51 パーセント削減というのは議論があるようですから、市のほうでも当然そういう議論もあると思います。太陽光だけではなくて、技術革新も含めた形の中で、水素ですとか、地熱とか、風力ですとか、いろいろありますけれども、どれを使っていたらいいのかというのがはっきりしてない状況の中での削減計画ということですので、大変難しいと思います。

それと、私、10 年前は自動車関係をやっていましたが、電気自動車もありますし、水素の問題もありますし、アンモニアとか、いろいろありますから、電気だけに固まっていると、方向性が合っているかどうかというのは不安に思うところであります。

あと、この基本計画は市の計画書ですから、この計画書を市民が見て分かりやすいものになっていけばいいのではないかというふうに思っております。私、ちょっと力不足で何もできませんでしたが、任期がこれで終わり、2 年で終わりということで、お世話になりました。ありがとうございました。

事務局

どうもありがとうございました。五十嵐様、お願いいたします。

五十嵐委員

私はこの審議会に出席させていただくまで、こんなにたくさんの方が、熱心に資料を集めて、さいたま市をつくり上げているとは、環境も含めて、全く知りませんでした。私が何となく浅くつかんでいる環境問題というのは、ほとんどは国がやっていることでして、それをマスコミから流れてくる、テレビとか新聞から流れてくるものがほとんどで、さいたま市がこんなに一生懸命考えて、135 万人市民を守って、環境を整えているというのはほとんど知りませんでした。

ただ、車の社会どうしようとか、特に自治会というのは、ごみ集積問題、ごみの処理の問題がかなりトラブルの問題なので、そういうことに関しては一生懸命やっていて、環境センターで処理しているというぐらいのことは分かっていたんですが、荒川があるよとか、どここの緑が豊かだよとか、何となく漠然と分かっていたんですが、こうやってまとめて把握できたというのは初めての経験でした。

それだけに、せっかくこれだけ時間をかけて、知恵を集めて、これだけの資料にまとめて

いますし、大事なことなので、できれば私が今日初めて知ったように、135 万人の市民に、もう少し周知させて、少しでも協力させて、承知させて、もう少しそちらに予算を振り向けて、みんなで環境をつくり上げていくのも大事なかなと思って、何度か私、失礼ながらそういう一心で申し上げました。これからも、皆さん一緒にやっていくのだろうと思っていますが、大事なことです。私もこれから、微力ながら自治会として、少しずつ協力できればと思っています。2 年間どうもありがとうございました。勉強になりました。ありがとうございました。

事務局

どうもありがとうございました。市川様、お願いいたします。

市川委員

立たなくていいですか。

事務局

大丈夫でございます。

市川委員

私は、与野の時代からずっと環境に関わってきて、ごみ有料化のときからやっています。それこそ、その頃から市民の方々に分かっていただくように、いろんなところでイベントで出たりして、やっているほうなのですが、その頃に比べたら、もうはるかに市民の方たちへの浸透が広がったと思っています。ただ、やっぱり今、この世の中を見てみると、戦争があったり、温暖化をまだ認めない超大国の大統領もいたり、あと、やっぱり実際に気温の上がり方を見ると、本当にこれでやっていけるのかな、止まるのかなという絶望感はすごくあります。でも絶望していてもどうしようもないので、とにかく私たちができることをやらないよりはやったほうが絶対進むので、一步步ずつ前に進んでいってやっていくことが大事なかなというふうに、もう日々思っています。だから、皆さんも他の方々に少しでも機会があったら、こうするといいよ、ああするといいよと、生活の仕方が一番だと思いますので、そういうことを伝えていただけたらいいかなと思います。以上です。

事務局

ありがとうございました。磐田様、お願いいたします。

磐田委員

私は、脱炭素先行地域にさいたま市さまと、埼玉大学さまと一緒にさせていただいて以降、この審議会のほうに関わるようになったという状況なのですが、当時の環境基本計画で

すとか、その中の施策と比べると、特に今日すごく感じたのですが、実際にこのアクションを起こすために有効な施策について、かなり現場ベースで、有効な施策が打ち出されるようになったと、すごく進化を感じております。また、引き続き本学も、共に伴走してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

事務局

どうもありがとうございました。では、金子委員、お願いします。

金子委員

皆さま、お世話になりましたありがとうございます。私は再エネ100宣言 RE Actionという、業者や自治体も含めてですけれども、再エネ調達をどうやって進めるかという活動をしてきています。この審議会に関わって4年ですが、この4年の間に本当に夏はどんどん暑くなるしというところで、なかなか改善という方向に持っていけなかったなというところが非常に自分でも反省するところです。

さいたま市さんとしては、非常に政令市として、できることを着実にやってきていただいているかなと思いますので、ぜひこの計画にある内容を引き続き実現するということで、頑張ってくださいたいと思っています。私も日々いろんな他の自治体の先進的な事例などを調査している情報を、適宜皆さんに共有したいと思いますので、ぜひ先頭に立って頑張ってくださいたいと思っています。ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。砂川様、お願いいたします。

砂川委員

今期から第10期になるのですか、今期から私ここに入らせていただきまして、さいたま商工会議所ということで、一経済団体からの参加ということで、皆さまとちょっと違い、環境事業のスペシャリストではないのですが、こうして参加させていただいて、大変勉強になりました。私も一さいたま市民として、こういった業務での責任を持って参加させていただいたものもあるのですが、今後は一さいたま市民としても、環境意識を高めて、一人の市民として、環境に貢献していきたいなと思っていますので、また引き続きよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。関根委員、お願いいたします。

関根委員

私は、今は自営の技術コンサルタントということで活動していますが、勤め人だった頃は、海外事業が主で、通勤先も、埼玉で働いたことがなくて、埼玉都民と言われているような、東京都に通勤している身でした。ただ一方で、地元で何かしらの活動することにはだいぶ前から興味があったので、こちらの環境審議会委員としての、わずか6回でしたけれども、私が申し上げたいろんなコメントは結構計画に反映をいただいて、やりがいがあったかなと思います。これからも何らかの形で、さいたま市の環境関連の施策に参加させていただければなと思っています。どうもありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。塚原委員、お願いいたします。

塚原委員

私、2年間務めさせていただいたのではなくて、確か前任の先生が途中でお辞めになりまして、私、替わったのですが、なぜ私ここに推されたのかというのが、恐らくもともと筑波の国立環境研究所というところで化学物質の影響評価なんかをやっていたので、それで声が掛かったのかなと思っています。いろいろと議論させていただきますと、温暖化が非常に喫緊の問題で、私の記憶の中で、基本的にはもう温暖化をどうするのかということを、市を挙げてものすごく努力されていることは非常に印象深く伺っておりました。

これは国も同じなのですが、市は市でやれることが非常にいっぱいあって、皆さんすごく努力されていることに非常に敬服いたしています。私は、お話をたまに聞いて、ここで議論させていただいているだけなのですが、非常にいろんな見識を持った皆さまが、いろんな視点ですごく真剣にこの問題に取り組んでおられることに希望を持っています。今回のお話でも出てきた行動変容というのが私、ちょっとキーワードじゃないかと思っています。それは、大学での学生と一緒に研究をしながら、教育をしながらやっておりますので、人の気持ちを変えていくことは非常に難しいと思うのですが、この行動変容を促すことで、多分市が取り組んでいることが恐らく市民に伝わって、具体的な成果が出てくるのではないかと思いますので、ぜひその行動変容のところに力を入れていただいて、事業を推進していただきたいと思います。ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。西澤委員、お願いいたします。

西澤委員

私のほうは、農業委員という立場でここに関わってきたのですが、皆さんが真剣な意見をいただいて、またいろんな意味で参考になりました。それを生かして、まだ私のほうも、農業委員のほうは委員任期ありますので、その任期を生かしながら、皆さんのご意見を心の中

に入れながら務めていきたいと思います。大変ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。前田委員、お願いいたします。

前田委員

私、公益財団法人の埼玉県生態系保護協会の立場で、この間参加をさせていただきました。そういう意味で、環境分野、この審議会で取り上げるいろんな課題の中で、生物多様性に関することに偏ってしまって、そこは申し訳ありませんでした。

先ほども金子委員から、さいたま市は政令市だと。どの分野でも他の県と比較をするときに、じゃあ埼玉県はとなったときは、さいたま市さんは本当に比較されやすいと思います。そういう意味でも、ここにいらっしゃる皆さん方もそうですし、市民もそうですし、何より市役所にお勤めの皆さん方が、他の県の政令市より誇れるというようなさいたま市になってほしいと思って、この間、参加をさせていただきました。これから審議会の委員という立場ではなくなるわけですけど、これまで同様に、市役所の皆さん方と連携をして、ぜひ取組を一緒に進めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。渡部委員、お願いいたします。

渡部委員

さいたま市の水環境ネットワークから審議会に参加させていただいております、渡部と申します。私は4年前、令和3年度から参加させていただいているので、2期務めさせていただいたと思いますが、この間、いろいろ意見を申し上げましたが、必ずしも十分なご意見を申し上げることはできなかったのではないかと反省しております。今後は、環境白書なり、あるいは環境基本計画に関わったことを踏まえまして、いろんな機会に、一般市民の方へのPRに、できるだけ努めていきたいと考えております。どうもありがとうございました。

事務局

皆さま、どうもありがとうございました。事務連絡になりますが、このたびの環境審議会より、交通費を支給させていただきますので、ご希望の方は、お帰りの際に申請書をご提出くださいますようお願いいたします。

それでは最後に、閉会に当たりまして、環境共生部長の若林よりごあいさつをさせていただきます。

事務局

環境審議会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。本日は委員の皆さまに、さいたま市環境基本計画の改定の議案に関しまして、大変熱心なご審議をいただき、誠にありがとうございます。そして、今回、環境審議会の第10期、2年間、任期がもう間もなく来るということで、会議体でお会いするのはこれが最後ということで、これまで2年間、本当にご協力に感謝申し上げる次第でございます。

冒頭の局長のあいさつにもございましたが、気候変動や生物多様性の損失などの危機に向けた対策は待ったなしの状況であると認識してございます。国のほうでもいろいろ政策を打っているというところでございますので、我々もそれに即してやっていかなくてはいけないと考えております。今回改定する、さいたま市環境基本計画を基に、皆さまからいただきました貴重なご意見、ご提案を踏まえまして、持続可能な環境共生都市の実現に向けまして、様々な施策を推進してまいりたいと考えております。今後も引き続き、本市の環境行政にご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

今日は雨ということで、もうそろそろ梅雨入りも間近となっております。気温や天候の変化がめまぐるしく変わる時期でございますので、皆さまにはご健康に留意いただき、ますますのご活躍を祈念申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

以上